

## 合併市に関する調査

記入月日：平成16年10月15日

### 基礎情報

都道府県・市名	三重県・志摩市（しまし）
合併期日	平成16年10月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	志摩市阿児町鷓方3098番地9（旧阿児町）
人口（合併直近の国調）	61,628人
面積	179.63km <sup>2</sup>
議員定数	26人（在任特例により75人が在任している。）
関係市町村名	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	浜島町	5,805	27.64	14	28.50
	大王町	8,492	12.90	14	30.69
	志摩町	14,522	17.01	16	29.14
	阿児町	23,636	43.88	18	22.30
	磯部町	9,331	78.20	14	26.54
合計	-	61,786	179.63	76	-

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税（千円）	地方交付税（千円）		
関係市町村	浜島町	4,131,442	576,898	870,459		0.40
	大王町	3,693,458	649,108	1,148,367		0.32
	志摩町	4,673,891	778,629	2,112,331		0.28
	阿児町	6,962,332	2,534,456	1,333,320		0.65
	磯部町	5,478,687	1,189,450	1,085,000		0.53
合計	-	24,939,810	5,728,541	6,549,477	-	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年4月1日	解散年月日：平成16年9月30日
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併協定項目に関する協議</li> <li>市町村の合併の特例に規定する建設計画の作成</li> <li>住民への情報提供</li> </ul>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から平成26年度	
基本計画の主要項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>新市の概況</li> <li>主要指標の見通し</li> <li>基本方針</li> <li>新市の施策</li> <li>新市における県事業の推進</li> <li>公共的施設の統合整備</li> </ul>	
旧市町村庁舎の利活用	分庁舎、支所として利用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年1か月
議会の議員の報酬額	月額：19.8万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	なし	
地方税に関する特例	有	
内容	固定資産税の減免・不均一課税（半島振興法、総合保養地整備法、農村地域工業等導入促進法、国際観光ホテル整備法） 国民健康保険税：賦課方式について、平成16年度中は従来どおりとし、平成17年度から国民健康保険税として統一する。税率は5年間の不均一課税。	
合併特例債発行限度額（億円）	約325億円	

## その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併の方式：新設合併（対等合併）</li> <li>合併の期日：平成16年（2004年）10月1日</li> <li>新市の名称：志摩市</li> <li>新市の事務所の位置：志摩郡阿児町鶴方3098番地9</li> <li>財産及び債務の取扱い：すべて新市に引き継ぐ</li> <li>議会議員の定数及び任期の取扱い：平成17年10月31日まで在任特例適用 在任特例適用後の新市議会議員定数26人</li> <li>農業委員会委員の定数及び任期の取扱い：平成17年7月19日まで在任特例適用 在任特例適用後の新市の選挙による委員定数15人</li> <li>地方税の取扱い：個人市民税の均等割の税率 3,000円（標準税率） 市民税の個人所得割、法人均等割、法人税割及び固定資産税、軽自動車税 標準税率 固定資産税の特例による減免措置及び不均一課税の実施</li> <li>一般職の職員の身分の取扱い：すべて新市の職員として引き継ぐ</li> <li>特別職の職員の身分の取扱い：設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い調整 市長、助役、収入役及び教育長の給料の額 同規模自治体の例をもとに調整</li> <li>組織及び機構の取扱い：住民サービスが低下しないように配慮</li> </ul>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎建設</li> <li>地域の医療供給体制</li> </ul>